## 審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		特定入所者介護サー	特定入所者介護サービス費の差額の支給				
根拠法令及び条項		介護保険法施行規則	介護保険法施行規則第83条の8				
審查基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)						
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)						
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)						
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)						
	介護保険法施行規則第83条の8						
	別紙のとおり						
			1	T			
審査基準 設定年月日		平成12年4月1日	審 査 基 準 最終変更年月日	平成年	月日		
		   ■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)					
標準処理期間		期間(請求のあった日の翌日から起算して90日以内)					
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)					
標準処理期間			標準処理期間				
設定年月日		平成25年4月1日	最終変更年月日	年	月	日	
所管部署		福祉部	ちゃーがんじゅう	課			
備考							

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

介護保険法施行規則

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

- 第八十三条の八 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために 食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用とし て食費の基準費用額(法第五十一条の三第二項第一号 に規定する食費の基準費用額 をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第二号 に規定する居住費の基準費用額をい う。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことが やむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第一号 に規定する食費の負担限度額をいう。第三項において同じ。)及び居住費の負担限度額 (法第五十一条の三第二項第二号 に規定する居住費の負担限度額をいう。第三項に おいて同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給する ことができる。
- 2 前項の規定による給付を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
- 一 氏名、生年月日及び個人番号
- 二 認定証を特定介護保険施設等に提出できなかった理由
- 三 特定介護サービスを受けた特定介護保険施設等の名称及び所在地
- 四 前号の特定介護保険施設等に対し、食事の提供に要する費用及び居住等に要する 費用として支払った金額

- 五 第三号の特定介護保険施設等に居住し、又は滞在していた期間
- 六 被保険者証の番号
- 3 前項の申請書には、同項第四号に掲げる金額並びに食費の負担限度額及び居住費の負担限度額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 4 第二項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。